

久万高原町教育委員会スクール便（面河～美川中学校口） 運行及び管理要領

第1章 総則

1. 目的

本要領は、久万高原町教育委員会（以下「甲」という）が委託するスクール便の運行管理業務および送迎業務について、契約書に基づき安全かつ円滑な運行を確保し、児童・生徒の安全な通学を図るための必要な事項を定める。

2. 業務の範囲

- **運行管理業務：** スクール便全体の運行計画の管理、指導及び指示への対応
- **送迎（運行）業務：** 指定された運行時間および経路に従った確実な児童・生徒の送迎
- **運行経路：** 面河発 ➡ 仕七川小 ➡ 町営バス美川中学校口バス停

第2章 運行・安全管理

1. 運行経路および時間の遵守

- 受託業者（以下「乙」という）は、各年度の在籍生徒の居住地等に応じて甲が決定する運行経路を厳守しなければならない。
- 天候や道路状況により迂回等が必要な場合は、速やかに甲に報告し指示を仰ぐこと。

2. 運転員の義務と安全確保

- 運転員は、関係法令（道路交通法等）および規則を遵守し、常に安全運転に努めなければならない。
- 児童・生徒の乗降時には、安全な場所での停車を確認し、事故防止に最善を尽くすこと。
- **秘密保持：** 業務上知り得た児童・生徒の個人情報やプライバシーに関わる秘密は、第三者に一切漏らしてはならない。

3. 指導および指示への対応

- 乙は、運行管理の遂行に関し、甲（または甲の指定する係員）からの必要な指示に従わなければならない。

第3章 事故・緊急事態への対応

1. 緊急時の連絡体制

- 運行中に交通事故、車両故障、災害等が発生した場合は、直ちに救護処置等の安全確保を行い、必要に応じて警察・消防へ通報するとともに、甲へ第一報を入れること。

2. 損害賠償責任

- 乙の故意又は過失により、甲又は第三者（児童・生徒含む）に損害を与えたときは、乙は甲が指定する期日までにその損害を賠償しなければならない。
- ただし、損害の原因が天災その他不可抗力によるものと認められた場合は、甲乙協議のうえで対応を決定する。

第4章 契約変更および解除

1. 契約内容の変更

- 甲又は乙が契約内容（運行経路、時間、その他の条件）の一部の変更を希望するときは、その1ヶ月前までに相手方に申し出て、双方協議のうえ決定する。

2. 契約の解除

- 乙が契約を履行しない、指示に従わない、関係法令に違反する等、契約の目的を達成できないと認められる事由が発生した場合、甲はいつでも契約を解除することができる。

第5章 事務手続きおよび費用精算

1. 費用の負担

- 本契約および運行業務に要する通常費用は、原則として乙が負担するものとする。

2. 委託料の請求と支払い

- 乙は、**請求書の提出**：受託者は毎月の業務完了後、指定期間分の委託料を久万高原町総務課または久万高原町教育委員会に請求する。
- 甲は、請求書を受理したときは、業務が完了していることを確認のうえ、これを支払うものとする。

3. 補 則

- 本要領および契約書に定めのない事項については、「久万高原町財務規則」によるものとし、同規則にも定めがない事項は、必要に応じて甲乙協議して別に定める。
- 本要領は、令和8年4月1日から施行する。